

報告第18号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月3日提出

川崎市市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	24. 5. 15	円 73,500	平成24年3月27日、多摩区三田1丁目24番地7先丁字路で、本市中型ごみ収集車が、右折しようとした際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
2	環境局	24. 5. 24	円 30,000	平成24年4月14日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、対向車を避けようと左に寄った際、被害者所有の自転車に接触し、破損させたもの
3	環境局	24. 6. 18	円 66,475	平成24年4月24日、中原区井田3丁目6番1号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、後方で停止していた被害者(ア)運転の自転車に接触し、破損させ、並びに被害者(ア)及び同乗していた被害者(イ)を負傷させたもの
4	環境局	24. 6. 18	円 24,130	
5	環境局	24. 7. 9	円 3,501,327	平成23年3月7日、川崎区富士見1丁目2番1号先交差点で、右折しようとした本市中型ごみ収集車が、道路を横断してきた被害者との接触を避けようと急停止した際、被害者が、驚いて転倒し、負傷したもの

6	高津区役所	24. 6. 14	円 108,160	平成24年4月24日、高津区新作4丁目5番11号先路上で、本市小型乗用車が、訪問先へ着けようと後退した際、後方で転倒した被害者に接触し、負傷させたもの
7	消防局	24. 5. 11	円 19,007	平成23年2月3日、高津区溝口1丁目14番1号先路上で、本市救急隊員が、救急車から患者搬送用のストレッチャーを降ろし、後部のドアを閉めようとした際、当該ドアが、歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの
8	消防局	24. 6. 3	円 128,425	平成24年4月20日、中原区小杉陣屋町2丁目5番20号先路上で、本市消防車が、前方から走行してきた被害者所有の小型乗用車と擦れ違う際、当該小型乗用車に接触し、破損させたもの
9	環境局	24. 6. 13	円 71,759	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの
10	環境局	24. 6. 13	円 531,256	建物の外壁等（被害者(ア)）
11	環境局	24. 7. 3	円 555,633	建物の外壁等及び軽ライトバン（被害者(イ)） 建物の外壁等及び普通乗用車（被害者(ウ)）
12	建設緑政局	24. 5. 14	円 11,172	平成23年11月19日、被害者宅先路上で、被害者運転の小型乗用車が走行中、路上に放置されていた境界標が、当該小型乗用車の後輪に突き刺さり、当該小型乗用車を破損させたもの
13	建設緑政局	24. 5. 25	円 20,469	平成23年12月4日、麻生区早野165番地先路上で、被害者所有の小型乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型乗用車が破損したもの
14	建設緑政局	24. 5. 30	円 13,880	平成23年10月3日、麻生区片平1373番地1先路上で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該自転車が破損したもの
15	教育委員会	24. 5. 15	円 37,434	平成23年12月27日、幸区鹿島田1148番地先路上で、本市職員運転の自転車が左折した際、歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの

16	教育委員会	24. 5. 17	円 427,068	平成24年1月5日、川崎区中島3丁目2番5号先路上で、自転車を押して歩行していた被害者が、フェンスを越えて垂れ下がっていた市立学校の樹木の枝葉に接触して転倒し、負傷したもの
----	-------	-----------	--------------	--

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
208	23.12.15	東菅小学校 校舎等改築 工事	川崎市高津区末長4 2番地3 大藤・興建・東伸共同 企業体 代表者 株式会社 大藤建設 代表取締役 安藤 大樹 構成員 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男 構成員 東伸建設株式会社 代表取締役 島田 六男	契約金額 962,640,000 円	契約金額 973,310,100 円	24.8.2	工事を行ったところ、 建物の支持 地盤が設計 時の想定よ り深かった ため、土工 事の変更を 行う必要が 生じ、増額 変更を行う ものである。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	24. 7. 25	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	24. 7. 25	*****	
3	24. 7. 25	** ** *	
4	24. 7. 25	*****	
5	24. 7. 25	** ** *	
6	24. 7. 25	** *	
7	24. 7. 25	** ** *	
8	24. 7. 25	** ** *	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの